

地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき、飯塚市長より定期監査の結果に対する措置について通知を受けたので、飯塚市監査基準第 24 条第 2 項の規定により次のとおり公表する。

令和 6 年 5 月 2 日

飯塚市監査委員 篠 崎 充 俊

飯塚市監査委員 瀬 戸 元

- 1 措置を講じた部署 都市建設部 土木建設課、農業土木課
- 2 措置状況の内容 別紙のとおり

## 定期監査の結果に基づく検討改善事項の措置状況

## 土木建設課【局長指摘事項】

検討改善事項	措置の状況
<p><b>1 県外旅行命令について</b></p> <p>飯塚市事務決裁規程別表第 1 によれば「(15) 部次長、課長及び所属職員の県外の旅行命令に関すること。」は、部長専決事項（係長以下の職員は部次長専決事項）と規定されている。</p> <p>しかしながら、課長補佐以下の職員の県外旅行命令について、決裁権限のない課長が決裁を行っていた。</p> <p>早急に決裁を受けるとともに、今後は規程に基づき適正に事務処理を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○令和 4 年度 4 件（うち公用車 4 件）</li> <li>○令和 5 年度 6 件（うち公用車 1 件）</li> </ul>	<p>2 月 15 日に部長による決裁の取り直しを行った。</p>
<p><b>2 旅費の精算について</b></p> <p>飯塚市職員等旅費条例第 11 条第 2 項によれば、「概算払いに係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した日の翌日から起算して 2 週間以内に（略）当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。」と規定されている。</p> <p>しかしながら、水江雨水ポンプ場新設事業工場立会検査（4 箇所）にかかる旅費について概算払いを受けているが、そのうち 3 箇所の同額精算処理が行われていなかった。</p> <p>早急に精算手続きを行うとともに、今後は規程に基づき適正に処理すること。</p>	<p>財務会計システムによる同額精算処理を 2 月 15 日に行った。</p>
<p><b>3 プリンター消耗代契約について</b></p> <p>物品として購入したカラーレーザープリンターについて、プリントに必要なトナー等の消耗品の供給及び機器の保守点検費用を、使用枚数あたりの単価契約とするプリントサービス契約を締結しているが、契約内容を確認したところ、プリンターの設置を含む条項が記載された契約書となっていた。</p> <p>契約内容について確認を徹底し、今後は</p>	<p>契約先業者と契約内容の確認をおこない、プリンター設置を含む条項については、契約書第 15 条に基づき協議を行い、一部削除変更をおこなう確認書を交わし契約完了日、令和 7 年 3 月 31 日まで契約することに合意した。</p>

適切な事務処理を行うこと。	
---------------	--

**農業土木課【委員指摘事項及び局長指摘事】**

検討改善事項	措置の状況
<p><b>1 法定外公共物占用料の債権管理について（委員指摘事項）</b></p> <p>法定外公共物占用料の債権管理事務については、以前より問題点を指摘し是正及び改善を求めていたが未だに是正改善が図られず、今回の監査においても次のような極めて不適切な事務処理が確認された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・債権管理台帳の「債権徴収に係る履歴（債務者ごとの追跡調査記録）」について、不納欠損処理が必要な者以外の更新がされておらず、令和4年度以降は新規債務者の追加がされていなかった。</li> <li>・実際には行っていない催告書の発送について追跡調査記録に記載し、時効（5年）として不納欠損を行っていた。</li> <li>・令和4年度末に不納欠損処理をした際に、対象者の漏れがあった。</li> <li>・申請書を提出していない更新対象者に対し、更新すべきかどうかの確認をしないまま占用許可を行い、占用料を課している。</li> <li>・占用料を納めていない占用者に対し、占用許可取消し等の処分についての協議を行っていない。</li> <li>・令和5年度の督促状を発していない。</li> <li>・平成31年3月以降催告書を発していない。</li> <li>・電話、訪問等の債権回収の交渉を全く行っていない。</li> <li>・令和5年度法定外公共物（農業・林業用）占用料納付書の発送について、決裁を受けずに送付していた。</li> <li>・令和5年度法定外公共物（農業・林業用）占用料納付書の納期限（更新の場合は条例で5月31日）、及び令和5年度滞納繰越調定書（令和3年度以前滞納分）の調定日を誤っていた。</li> </ul> <p>上記の事実以外にも不適切またはその</p>	<p>法定外占用料の債権管理について、過年度分の債権額を精査・確定し、新たに台帳の整理・作成を行った。また、作成した資料に基づき、道路占用使用料管理システムと財務会計について、確定した債権額に合わせ、それぞれ修正を行った。</p> <p>継続申請者、未提出分については、再度依頼文書を出し提出を促し、未提出者への許可の取り消しを含め協議を行う。</p> <p>令和4年度不納欠損未処理については、令和5年度不納欠損処理時に合わせて、滞りなく処理を行う。</p> <p>令和5年度督促状については、令和6年2月22日に現滞納者に対し発送を行った。</p> <p>また、未納者への催告書を4月中に発送する。</p> <p>今後は、作成した台帳で滞納者への折衝・記録、催告書の発送等の管理をするように徹底する。また、長期滞納者や郵便返戻者に対し実態調査を行い、占用許可の取り消しや廃止の処理等を協議し、関係法令や事務決裁規程に沿った事務処理を行う。</p> <p>また、このような不適切な事務処理が生じたことにつきましては管理監督者の責任は非常に重く、各業務の確認、進捗状況の把握が十分にできていなかったことから、再発防止に向け、マニュアルの見直しと業務フロー図の作成、担当及び管理監督者が業務の進捗を確認できるチェックリストの作成を行う。今後は、管理監督者としての職責を自覚し、指導・管理を徹底</p>

<p>ように疑われる事務処理が見受けられ、法定外公物占用料の債権管理については問題が山積している現状にあり、管理監督者の責任は非常に重いものがある。</p> <p>管理監督者は職責を十分に自覚し、事務の確認体制の徹底を図るなど、組織として適切な事務処理が行われるよう早急に体制を整備すること。</p>	<p>し、適切な事務処理を行う体制づくりを整備する。</p>
<p><b>1 土地賃貸借契約について（局長指摘事項）</b></p> <p>地方自治法においては、自治体予算は年度ごとに作成し、翌年度以降の予算を拘束してはならない（予算単年度主義）と規定されているため、予算の裏付がない複数年の契約は原則的には認められていない。ただし、地方自治法第 214 条に基づく債務負担行為、あるいは、同法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約によって、例外的に複数年契約が可能とされている。</p> <p>しかしながら、農業用水路敷土地賃貸借契約について確認を行ったところ、予算の裏付けのないまま、令和 4 年度から令和 6 年度までの 3 年間の借地料を定めた契約を締結していた。</p> <p>令和 7 年度の契約更新時は、長期継続契約もしくは契約期間の見直しを行い、法令に基づいた適切な事務処理がなされるよう、貸主と協議を行うこと。</p>	<p>指摘のあった土地賃貸借契約については、令和 7 年度の更新時に、長期継続契約または単年度契約について貸主と協議を行い、適切な事務処理を行う。また次期、更新時の契約書について修正を行った。</p>
<p><b>2 しゅん工検査について（局長指摘事項）</b></p> <p>鯉田堤田地区農道維持工事において、工事で発生した残土処分の捨土運搬集計表を確認したところ、しゅん工検査後に捨土運搬を行っていた。</p> <p>本来であれば、最終運搬日以降にしゅん工を認めるべきであり、しゅん工検査が適切に行われたか疑義が生じる。</p> <p>今後、しゅん工検査の際には、提出書類の確認を徹底すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・しゅん工日：令和 5 年 4 月 24 日</li> <li>・しゅん工検査日：令和 5 年 4 月 24 日</li> <li>・捨土運搬日：令和 5 年 4 月 24 日、<u>令和 5 年 4 月 25 日</u></li> </ul>	<p>残土処分について請負業者に確認したところしゅん工検査前に最終運搬を行ったとのことで集計表の日付を誤っていたことが判明した。今後は、提出書類について、内容等に疑義がないか確認を徹底し、適切な事務処理を行う。</p>

<p><b>3 作業完了確認について（局長指摘事項）</b></p> <p>下記災害復旧作業において、受注者から提出された作業写真を確認したところ、他の災害復旧作業の写真が混在していたにもかかわらず、作業の完了を認めていた。</p> <p>作業完了確認においては、提出書類の確認を徹底すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内浦林道①災害復旧作業、 内浦林道②災害復旧作業、 内浦林道③災害復旧作業</li> <li>・建花寺小切畑林道災害復旧作業 (8月14日完了)</li> </ul> <p style="text-align: center;">同 復旧作業 (10月20日完了)</p>	<p>指摘のありました内浦林道の作業写真については同林道の災害復旧作業であったことから、提出書類の確認があいまいになっていた。請負業者へ確認したところ、写真に間違いはなく黒板誤記によるものであることが判明した。また建花寺小切畑林道については、請負業者に確認し、写真の差替えを行った。今後は、事業ごとの管理及び提出書類の確認を徹底するよう職員に周知を行った。</p>
<p><b>4 旅行命令について（局長指摘事項）</b></p> <p>飯塚市事務決裁規程別表第1（第4条、第8条関係）によれば、「部次長、課長の県内旅行命令に関すること」は、部長専決事項とされているが、課長の県内旅行命令を次長決裁としていた。</p> <p>早急に決裁を受けるとともに、今後は規程に基づき適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>指摘のありました旅行命令の事務処理につきまして、部長による決裁の取り直しを行った。今後は、規程に基づき適正な事務処理を行うよう、決裁規程について職員に周知を行った。</p>
<p><b>5 文書管理について（局長指摘事項）</b></p> <p>飯塚市情報公開条例第8条においては、公開請求に係る情報として公開しないことができるものとして、同条第1号は個人に関する情報、同条第2号は法人に関する情報が規定されている。</p> <p>また、飯塚市情報公開条例解釈運用基準においては、その詳細が示されており、生年月日及び個人の経歴及び法人等の代表者等の役職の印影については、原則非公開とされている。</p> <p>しかしながら、当該情報が含まれている文書の情報公開区分が「可」となっており、部分公開否理由が記載されていないものが散見された。</p> <p>今後は、条例等に基づき適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>指摘のありました情報公開区分について見直し、修正を行った。今後は、飯塚市情報公開条例に基づき、適切な事務処理を行う。</p>